

津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務実施要領

1. 業務の概要

（1）業務名

津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務

（2）業務の趣旨及び目的

津野町では、役場本庁舎の建替を計画しており、概略スケジュールは以下のとおりである。

①令和 5 年 9 月～令和 6 年 12 月頃：新庁舎建設工事

本業務においては、別紙「津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務委託仕様書」に基づいて上記に示す新庁舎での運用が可能となるようにネットワーク設備等の移設設計を行うことを目的とする。なお、調査及び設計にあたっては、津野町の意向・スケジュール等を考慮した上で、最終的な新庁舎への移設を見越した効率的なネットワーク設備等の移設設計とすること。

（3）業務内容

別紙「津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務委託仕様書」のとおり。

（4）完了期限

令和 6 年 3 月 25 日（月）

2. 審査委員会の設置

別途定める「津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

3. 提案者の決定方法

公募型プロポーザル（ただし、「5. 参加資格要件」を満たしている者のみ参加できるものとする。）

4. 契約の相手方の決定方法

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、業務の実施に際して、提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。選定後に、候補者と町は、提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉

が整った時には、随意契約の手続きに進む。5 日以内（町の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者が、改めて町と交渉を行う。

5. 参加資格要件

参加資格要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- ①破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく会社更生手続き開始申立てを行った者で、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者
- ③特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整にかかる調停の申立てを行った者
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てを行った者で、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていない者
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の一般競争入札に参加させることができない者又は同上第 2 項の一般競争入札に参加させないことができる者
- ⑥津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 19 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当した者
- ⑦過去に四国内で同種のネットワーク設計業務の実績がない者
- ⑧津野町入札参加資格者名簿に登載されていない者
- ⑨津野町から指名停止措置を受けている者

6. 質疑と回答

質疑は、令和 5 年 6 月 26 日（月）午後 5 時までに質疑書（別紙様式－①）により持参または郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくは FAX、電子メールで受け付ける。FAX と電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は津野町のホームページに掲載する。

7. 参加資格申込及び参加資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式－②）に参加資格審査書類を添えて申し込みを受け付ける。申し込みにあたって提出する書類は次表のとおり。

〔提出書類、様式及び提出部数等〕

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 ※様式－②	A 4 縦方向	1 部

2	法人概要 ※様式－③	A 4 縦方向	1 部
3	主な事業実績一覧表 ※様式－④	A 4 横方向	1 部
4	宣言・確約書 ※様式－⑤	A 4 縦方向	1 部

(1) 参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参
持参の場合は、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで受け付ける。

②提出期限

令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 5 時（必着）

③提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1
津野町役場まちづくり推進課 担当：別府あて

(2) 資格要件の確認

町において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和 5 年 7 月 5 日（水）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けたものは、町が通知した日の翌日から起算して 5 日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8. 提案書等の作成

別途定める「津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務公募型プロポーザルに関する提案書作成要領」のとおり。

9. 審査

プレゼンテーションの日時、場所、実施方法の詳細については別途通知する。

10. 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌日を目途に、すべての審査参加者に通知文書を発

送する。なお、審査結果は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には、開示の対象となる。

11. 日程（予定）

項目	日程
募集要領の提示	令和 5 年 6 月 19 日（月）
質疑書提出期限	令和 5 年 6 月 26 日（月）
参加申し込み期限	令和 5 年 7 月 3 日（月）
参加資格の確認通知	令和 5 年 7 月 5 日（水）
提案書の提出	令和 5 年 7 月 18 日（火）
審査（書類およびプレゼンテーション）	令和 5 年 7 月 24 日（月）（予定）
契約相手方決定、契約	令和 5 年 7 月下旬（予定）
業務の完了	令和 6 年 3 月 25 日（月）

12. 提出書類の取り扱い

- （１）提出された書類は、返却しない。
- （２）提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- （３）提出された提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には、開示の対象文書になる。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となるので、該当がある場合には、提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－⑥により提出すること。開示・非開示の判断は、様式－⑥に基づき行うものではなく、様式－⑥を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。

13. その他

- （１）参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取り扱いをすることはない。
- （２）提案に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- （３）提案書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- （４）次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、町職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(5) 審査結果や選定内容に対する異議は、一切受け付けない。

14. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1

津野町役場まちづくり推進課 担当：別府

電話：0889-55-2311

E-mail：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp （まちづくり推進課代表アドレス）